1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示する 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定	備	考										
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示する 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定												
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示する 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定												• •
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示する 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定												٠.
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示する 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定												
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示する 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定												
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示する 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定												
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示する 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定												٠.
2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定												
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示する 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定												
2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定	: 注音	車百								-		
3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定	注意	事項	払 からきせ	さがあった	とき マイ	+雷亜ョ	E 1首 € 6 日日	のときは	本証を	·提示	すること	٧.
4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定	1 取	の関係	者から請求	があった	とき、又に	ま重要事 」 <i>t-と</i> き	耳説明	のときはかに木前	、本証を	提示	すること	٤.
5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定	1 取5 2 登録	川の関係	されたとき、	又は本証	Eが失効	したとき	は、速や	かに本訂	、本証を Eを返納	提示	すること	٤.
	1 取5 2 登3 事	川の関係 緑が消除 条禁止の	されたとき、	又は本証 たときは、	Eが失効 、速やか	したとき に本証:	は、速や	かに本訂	、本証を Eを返納	提示	すること	٢.
議習を受講すること。	1 取5 2 登3 事7 4 本語	川の関係 緑が消除 落禁止の 正は他人	されたとき、 処分を受け こ貸与し、	又は本証 けたときは、 又は譲渡	Eが失効 、速やか してはない	したとき に本証; らない。	は、速や を提出す	かに本訂 ること。	Eを返納	するこ	.٤.	